

＜対策のポイント＞
改正漁業法の下、資源管理体制の構築を推進するため、「資源管理の推進のための新たなロードマップ」等に基づき、TAC管理・IQ管理の運用に必要な体制の強化、自主的な管理の強化等を行うとともに、国際資源の管理体制構築を推進します。

＜事業目標＞
資源管理の推進による漁獲量の回復（漁獲量292万t〔令和4年度〕→ 444万t〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1.国内資源の管理体制構築促進事業

- ① 数量管理体制構築推進事業
ア 定置網漁業等における数量管理促進のための技術開発を支援します。
イ IQ管理の推進に向けた調査等の取組を支援します。
- ② 資源管理協定高度化推進事業
自主的な資源管理の体制の高度化のための資源管理協定の履行確認、取組の効果の検証に必要な経費等を支援します。
- ③ 遊漁資源管理システム構築事業
ア 適切なTAC管理体制を確立するため、遊漁による採捕量等を把握するための調査を実施します。
イ 遊漁船業者への講習会等の実施や遊漁指導員の育成・派遣を通じて、遊漁船業者・遊漁者に対する資源管理等の指導・周知啓発を支援します。

2.国際資源の管理体制構築促進事業

- ① 周辺諸国等と協調した資源管理の推進等のための民間協議、国際的な資源管理に必要な情報収集等を支援します。
- ② 地域漁業管理機関（RFMO）によるかつお・まぐろ等の国際管理資源の管理措置を履行するとともに、資源評価・管理に資する正確なデータ収集を推進します。

国内資源の管理体制構築促進

「TAC管理・IQ管理を強化」
数量管理のための技術の開発
・定置網漁業等の数量管理技術の開発を支援

「自主的な管理を強化」
資源管理協定の高度化
・資源管理協定の着実な実施に加え、資源管理協定の取組の効果の検証のために必要な調査指導等を行い、自主的資源管理措置の高度化を支援

「遊漁採捕量等の把握、遊漁者等への周知啓発等」
・遊漁採捕量等の調査、遊漁船業者への講習会等の実施や遊漁指導員の育成・派遣を支援。

国際資源の管理体制構築促進

・周辺諸国等との資源管理の推進等のための民間協議、国際的な情報収集等の実施
・科学オブザーバーの配乗・電子モニタリングの実施・収集データの解析
・DNA分析等による漁獲・輸入管理



【お問い合わせ先】
(1 ①アの事業) 水産庁研究指導課 (03-6744-0205)
(1 ①イ②の事業) 漁獲監理官 (03-3502-8452)
(1 ③の事業) 管理調整課 (03-3502-7768)
(2の事業) 国際課 (03-3501-3861)